

○野田市優良建設工事表彰要領

制定 令和8年2月18日

施行 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、本市（水道部含む。）が発注した建設業法第2条第1項の建設工事（以下「工事」という。）において、特に他の模範となる優良な工事（以下、優良建設工事という。）を施工した者を表彰することにより、市内建設業者の更なる技術力の向上を図るとともに、また当該施工業者の社会的評価を高め、もって市内建設業者の健全な育成を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事のうち、請負金額500万円以上の工事のものでかつ、次に掲げる要件をすべて満たしている工事を施工した建設業者およびその主任（監理）技術者を表彰の対象とする。

- (1) 市内に本店を置く建設業者（市内に本店を置く建設業者のみで構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。）が施工した工事
- (2) 工事成績評定実施要領（平成21年4月1日施行）に基づく工事成績評定点が、81点以上の工事

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、表彰の対象から除くものとする。

- (1) 表彰対象年度の工事において、65点未満の工事成績評定を受けた建設業者
- (2) 表彰対象年度の初日から表彰日前日までにおいて、建設業法の規定に基づく監督処分、野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた建設業者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる建設業者

3 建設業者が企業体の場合は、前項各号に該当する構成員のみを表彰の対象としないものとする。

(選定委員会の設置と組織)

第3条 表彰の対象となる優良工事を選定するため、野田市優良建設工事表彰選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 水道事業管理者
- (3) 建設局長
- (4) 総務部長
- (5) 土木部長
- (6) 都市部長
- (7) 教育次長

(会長及び副会長)

第4条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長、副会長は水道事業管理者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を掌理し、選定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、必要のつど会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 選定委員会の会議は、過半数の出席者をもって成立する。
- 3 選定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- 4 選定委員会において、優良建設工事等を選定したときは、その結果を市長に報告する。

(決定)

第6条 市長は、前条第4項の報告を受けたときは、優良建設工事等を決定する。

(表彰)

第7条 市長は、前条により決定した優良建設工事の受注者を優良建設業者とし、その技術者を優秀現場技術者として表彰する。

(表彰の実施)

第8条 表彰は市長が別に指定する日に行うものとする。

(表彰の取り消し)

第9条 市長は、表彰に係る工事に欠陥があったとき、その他優良工事を表彰する

ことが不適當であると認められるときは、表彰を取り消すことができる。

(優良建設工事の公表)

第10条 市長は、表彰後速やかに優良建設工事件名、優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を野田市ホームページにおいて公表するものとする。ただし、主任(監理)技術者は、本人の同意が得られない場合は公表しない。

(庶務)

第11条 この要領に関する庶務は、総務部管財課において処理する。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。